

》

はあとメール 第6号

発行人 〒606-8405
京都市左京区浄
土寺上南田町26
☎ 075-761-2109
住田正則

みなさん、こんにちは！ はあとメール代表の住田正則（行政書士・社会保険労務士）です。

立春を過ぎ、まだまだ寒い日が続くとは言っても、そこかしこに春の気配を感じることもできるようになってきました。「聖バレンタインデー ※」の14日には、「春一番 ※」も吹きました！

冬の寒さがあってこそ、日本の美しい自然環境は守られているのですし、それを基盤とする私たちの日々のくらしが成り立っていているわけですが、でもやっぱり暖かい春の到来が待ち遠しいですね～

※バレンタインデー、あるいはセントバレンタインデーとも。2月14日に祝われ、世界各地で男女の愛の誓いの日とされる。もともと、西暦269年にローマ皇帝の迫害下で殉教した聖ウァレンティヌス（テルニのバレンタイン）に由来する記念日であるとされている。（出典：フリー百科事典『ウィキペディア』より）

※立春から春分の間に、その年に初めて吹く南寄り（東南東から西南西）の強風の事。主に太平洋側で観測される。春一番が吹いた翌日は西高東低の冬型の気圧配置となり、寒さが戻ることが多い。（出典：フリー百科事典『ウィキペディア』より）



～文通で、あなたのくらしにうるおいと安心を～
「はあとメール」のハンプリク（反復）

現在、世界中で急速に景気が悪化しており、この経済的な冬に関しては、春の訪れを待つどころか、低迷の底がどこなのかさえ不透明な状況です。

しかし、たとえ不況の木枯らしが巷に吹き続けていようとも、私たちの日々のくらしの根本は何も変わりませんし、また、変わることがあってはいけません。ということは、市民のみなさんと法律の専門家を結ぶ「はあとメール」の活動にも、何らの変わるどころもないわけでこうして定期便に私たちからのメッセージなどを添えて皆さんのお手もとにお送りし、無料相談会等にて皆さんの声をじかに聞きする、という活動を反復継続して行っています。

市民社会をくらしの面から見つめ、応援していくことこそが、はあとメールの使命ですから・・・。

無料相談会 開催中

- | | | | |
|--------|----------|----------|-------------|
| 第5回相談会 | 1月12日(祝) | ひと・まち交流館 | 3階ミーティングルーム |
| 第6回相談会 | 2月28日(日) | ひと・まち交流館 | 3階ミーティングルーム |
| 第7回相談会 | 3月15日(日) | ひと・まち交流館 | 3階ミーティングルーム |
- 午後1時から午後5時まで

※ 事前に電話でご予約くださいますようお願いいたします。

075-761-2109 （はあとメール 住田 まで）

＞

はあとメールは、理想を高く持ち、しかし足元をしっかりと見つめながら、法律の専門家と市民の皆さんの心の交流のための活動を推し進めてまいります。どうか皆さま、これからも温かいご支援・ご指導を、そしてたまには厳しいダメ出しなどでも構いません、私たちははあとメールに賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

「はあとメール」の具体的な活動方法・活動内容について、ご説明いたします。

基本的に、毎月1回（15日前後）に、法律ひとくちメモやくらしのお役立ち情報などを盛り込んだ「はあとメール」を、本活動の趣旨にご賛同いただきました方々（「はあと会員」とお呼びします）へ向けて郵送いたします。会員の方々は、スタッフへ向けてご質問・ご相談などのおたよりを送ることができ、それに対してのお返事をスタッフが書く、という流れで、双方の心のふれあい・意思疎通をはかります。

また、会員の方々は、スタッフが開催する相談会やセミナーに優先的にご参加いただくことができ、必要に応じて遺言・相続などの業務依頼をスタッフに発注することができます。すでに心安くしているスタッフへの依頼ですから、その安心感は格別なものになるのではないかと思います。

☆「はあと会員」会費

月500円 ※原則として年一括払い（6000円）

会期：毎年1月～12月

ただし、現在のところ（2009年2月現在）は、お試し期間を継続中です！ 会費は必要なく、お申し込みいただくだけで、すぐに「はあとメール」をお送りいたします。

今後の手続方法につきましては、現在、はあとメールスタッフ間で鋭意調整中です。詳細が決定しましたら、改めてこの定期便「はあとメール」上にてお知らせいたしますので、いましばらくお待ちください。

☆会員へのサービス内容

「はあとメール」発送、質問・お便りへのお返事、相談会・セミナーへの優先ご招待、業務お引き受け、等

あなたのご参加を、心よりお待ちしております

おたより・ご要望・ご相談など、お気軽にお寄せください。

（住田 正則）



☆スタッフも、同時募集中です。心ある法律の専門家の皆さん、ご連絡お待ちしております。

[>](#)

＞

みなさん、こんにちは。京の菜時記を書かせていただいております
橋本将詞（社会保険労務士）です。

毎回、京都でとれる旬の野菜を紹介しようと始めた「京の菜時記」、
今回で三回目、
季節も春になり京を彩る野菜たちも春野菜に変わっています。

京の菜時記

さて、今回は春・・・のイメージが強いですが、実は冬中出荷されているというそんな野菜をご紹介します。名前からも春らしい・・・「花菜」です。別名は「伏見寒咲ナタネ」といい、今のように野菜として食べられるようになる前は正月用の切花として栽培されていました。それがいつの時代からか食用として栽培されるようになったようです。「寒咲」という名のごとく寒い冬の間でも花は咲き、出荷時期になると花菜生産者は摘み取り作業に大忙しです。



出荷の時期は11月上旬から3月中旬で、「花菜」という名前から春の野菜というイメージが強いものの、現在の出荷のピークは2月～3月で一冬出荷できるのですがそのイメージにあわせてか、春先出荷をめがけて作付けされているようです。この記事を読んでいる頃には、すでに店頭には並んでいないということも・・・。そのときは来シーズンをお楽しみに。

一般的に冬の野菜は寒い気候に耐えるために自分で甘さを蓄えます。そのため、冬の野菜が美味しいといわれます。実際に冬の大根は瑞々しく、白オオやキャベツは甘みがあります。一方、花菜はというと、口の中で広がる独特の苦味が特徴で、甘い野菜ばかりのなかで暖まった胃を刺激します。味だけでなく見た目にも、湯通しすることで色鮮やかな緑色のなかにつぼみの隙間から黄色の花びらが少し顔をのぞかせ、いかにも春らしい料理に仕上がります。

そういうところから、どうしても春をイメージしてしまう野菜です。実際に、京料理のお店などでは、冬の真っ白な蕪から、春の筍、花菜と季節の移り変わりを目でも楽しませてくれます。

ただ、考えてみると花菜は菜の花のつぼみを食べる野菜。寒咲とはいえ花が咲いてしまう春になれば開花してしまい、食べられないのも当然なのかもわかりません。

[>](#)

＞

遺言制書は遺言者の意思を尊重し、 その実現を法律で保障するための制度です。

遺言による財産処分は遺言者の自由と言っても、相続人に与える影響を考えると、相続人との公平の観点などから、あまりにも広く自由を認めることには問題があります。

そこで民法で「遺言事項」というものを定めておいて、「遺言事項」については法的な効力を認めましょう、としました。

民法では「遺言できる事項」を定め、主に、次のような場合に限定しています。

- 非嫡出子の認知（781条） ←生前もできる
- 推定相続人の廃除とその取り消し（893条と894条） ←生前もできる
- 相続分の指定（902条） ←遺言でなければできない
- 遺産分割の指定または禁止（908条） ←遺言でなければできない
- 遺贈（964条） ←生前もできる
- 遺言執行者の指定（1006条） ←遺言でなければできない

この中に「遺言による推定相続人の廃除」（893条）とあります。

「推定相続人の廃除」（892条）は生前に被相続人が廃除する場合です。

廃除は、「遺留分をもつ相続人」の相続資格を取り上げてしまう重大なものですから、家庭裁判所に廃除の請求をし、家庭裁判所がその判断をします。

「遺留分をもつ相続人」とあるのは、「遺留分をもたない相続人」とは兄弟姉妹のことですから、兄弟姉妹に相続させたくない場合には、他の者へ全財産を遺贈したり、相続分をゼロにしたりと、遺言すればすむことなので廃除まで認めておく必要がないためです。

生前の排除はいつでも取り消せます。また家庭裁判所に廃除の「審判の請求」をするのですが、廃除の請求は「調停」でも行うことができます。ただし調停は、当事者の話し合いによる合意がまとまれば成立してしまうのですから、調停の成立だけで相続権をはく奪する廃除の効果を生じさせてしまうことについては批判が強いようです。

家庭裁判所では①被相続人に対する「虐待」もしくは「重大な侮辱」

または②その他「著しい非行」

の有無を判断します。その基準は必ずしも明らかではありませんが、さまざまな事例があり、傾向をみますと、「廃除にあたる」と判断される基準は厳しいものです。

例えば、「著しい非行」にあたるとするには不十分なので「廃除にあたらぬ」とした事例では、たとえ息子が犯罪行為をし、服役していても、それだけでは廃除の事由とはならず、被相続人である父の個人財産を侵害したり家族に対する直接的な侵害行為が必要とされました。

（父の面目や対面がつぶれたことを認めさせるだけの資料がなかったことなどから）

例えば、「廃除にあたる」とされたのは、息子が多額の使い込みを父に支払わせ、意見しようとする父母に暴力をふるい、家出をして行方不明になっている事案があります。

廃除された者は、廃除した被相続人の相続についてのみ相続権を失います。

廃除された者の子には影響はなく、その子は代襲して相続することができます。

ima

（終わり）

[>](#)